

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 木	祥 一
岐阜県監査委員	南	圭 一
岐阜県監査委員	安 田	典 子

1 令和4年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A - B - C
生産物の出納管理	5	2	3	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年4月5日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果に基づき講じた措置

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
農業大学校	牛の売払いに係る収入事務において、委託業者から売却した事実を証する書類を受領した後、歳入の調定が著しく遅延していたものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。	今回の事案は、担当者が業務多忙により収入調定を失念し、その事実を忘れたまま日にちが経過し、その後、未調定案件があることに気づき起案を行ったことが原因である。 そのため、今後は各段階で適切に事務処理が実施されているかを、担当以外の職員も確認できるよう進捗状況のチェックリストを作成し、再発防止に努めていく。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
農業大学校	生産物のうち、牛の管理事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 出生による取得に当たっては、担当課長が取得物品引継書により収支等命令者に引継ぎ、収支等命令者は、物品登録調書により出納員に通知してその審査に付するとともに物品一覧表	今回の事案は、管理調整担当が業務多忙により一連の業務を失念したと畜産担当との連絡が不足していたことが原因である。 そのため、今回の不備を訂正し、現在高の再確認を行うとともに、今後はかかることのないよう各段階で適切に事務処理が実施されているかを、担当以外の職員も確認できるよう進捗

	<p>に登録することとされているが、上記の一連の手続きが行われていないものがあった。</p> <p>2 売却又は廃棄に当たっては、収支等命令者は、取得物品売却調書又は物品処分等調書により出納員に通知してその審査に付するとともに物品一覧表から除却することとされているが、上記一連の手続きが行われていないものがあった。</p> <p>3 1、2の不備により、物品一覧表の頭数と実際の頭数が一致しておらず、現在高の把握ができていなかった。</p>	<p>状況のチェックリストを作成し、再発防止に努めていく。</p>
<p>国際園芸アカデミー</p>	<p>生産物の管理事務において、切花等の生産物を取得又は処分したにもかかわらず、生産物受払野帳に記載していないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>生産物の取得、処分をしたものについて、生産物売払野帳に必要事項を直ちに記載した。</p> <p>今後は、生産物の取得、処分があった都度、管理調整係が生産物売払野帳を確認して適正に処理を行う。</p>